

2016年3月29日

各 位

会 社 名 第一生命保険株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡邊 光一郎  
(コード番号：8750 東証第一部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 I R 室  
(TEL 050-3780-6930)

---

---

## 監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

---

---

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、2016年10月1日に予定している持株会社体制への移行と同時に、持株会社について監査等委員会設置会社とすることを決定しましたのでお知らせします。

なお、本件の実施につきましては、2016年6月下旬に開催予定の当社第6期定時株主総会での関連議案の承認等を条件といたします。

### 1. 背景

当社では従来から、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいりましたが、2016年10月1日に予定している持株会社体制への移行にあたり、持株会社体制におけるコーポレートガバナンスの更なる強化について検討を行ってまいりました。

持株会社は、DSR経営（注）を通じた各グループ会社におけるグループ理念の実現と、最適なグループ経営資源配分を通じた全てのステークホルダーに対する持続的なグループ企業価値の向上を実現するために、「グループの重要な戦略立案」と「グループ会社経営管理」を担う必要があります。

そこで、持株会社は多様化・複線化するグループ会社の監督に重点を置き、その監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社とすることを決定しました。

（注）「DSR経営」とは、グループミッション「一生涯のパートナー/By your side, for life」を追求するために、あらゆる組織単位でPDCAサイクルを回しながら経営品質の絶えざる向上を目指し、企業価値の向上を通じて全てのステークホルダーへの社会的責任を果たしていこうとする、第一生命独自の価値創造経営の枠組みです。「DSR」とは、一般的なCSR(企業の社会的責任)という言葉の枠に収まらない当社独自の経営の枠組みについて、「DSR=Dai-ichi's Social Responsibility (第一生命グループの社会的責任)」と表現したものです。

## 2. 目的

### (1) 「適切な経営判断」と「経営の透明性・客観性の維持・向上」の両立

- 保険事業に精通した社内取締役と、外部の豊富な経験・知見を有する社外取締役のバランスの取れた取締役会とすることで、持株会社の経営が各グループ会社の事業から遊離することを防ぎ、ビジネスの実状に根ざした適切な経営判断が可能な体制とします。また、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役会における社外取締役の占率について1/3以上を目指すことで、経営の透明性・客観性の維持・向上に努めます。
- 経営の透明性・客観性を担保するため、持株会社における取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置し、持株会社および国内主要グループ会社の取締役等の選任・解任議案ならびに報酬制度に関わる事項の審議を行います。また、取締役等の選任・解任等については、指名諮問委員会で審議のうえ、長年候補者の業務執行を見てきた社内取締役と外部の豊富な経験・知見を有する社外取締役全員で構成する取締役会で候補者の選定を行うことで、透明性・客観性を確保すると同時に適切な指名を行います。なお、取締役会の任意の諮問機関である指名諮問委員会・報酬諮問委員会の設置については、持株会社の定款に定めることによってこの方針を明確化する予定です。

### (2) 取締役に対する牽制機能の強化

- 監査等委員は、①株主総会においてそれ以外の取締役とは区別して株主から直接選任される取締役であること、②監査等委員以外の取締役の選任・解任、報酬等への意見陳述権および取締役会における議決権を有すること、③適法性監査に加え妥当性監査も行うことから、取締役会に対して高い独立性を有した監査・監督が可能になるものと考えています。

### (3) 意思決定の迅速化

- 従来、取締役会にて行っていた重要な業務執行の決定について、その一部を取締役に委任することで、持株会社はグループの重要な戦略立案とグループ会社の経営管理に重点を置き、迅速・果断な意思決定を実現してまいります。

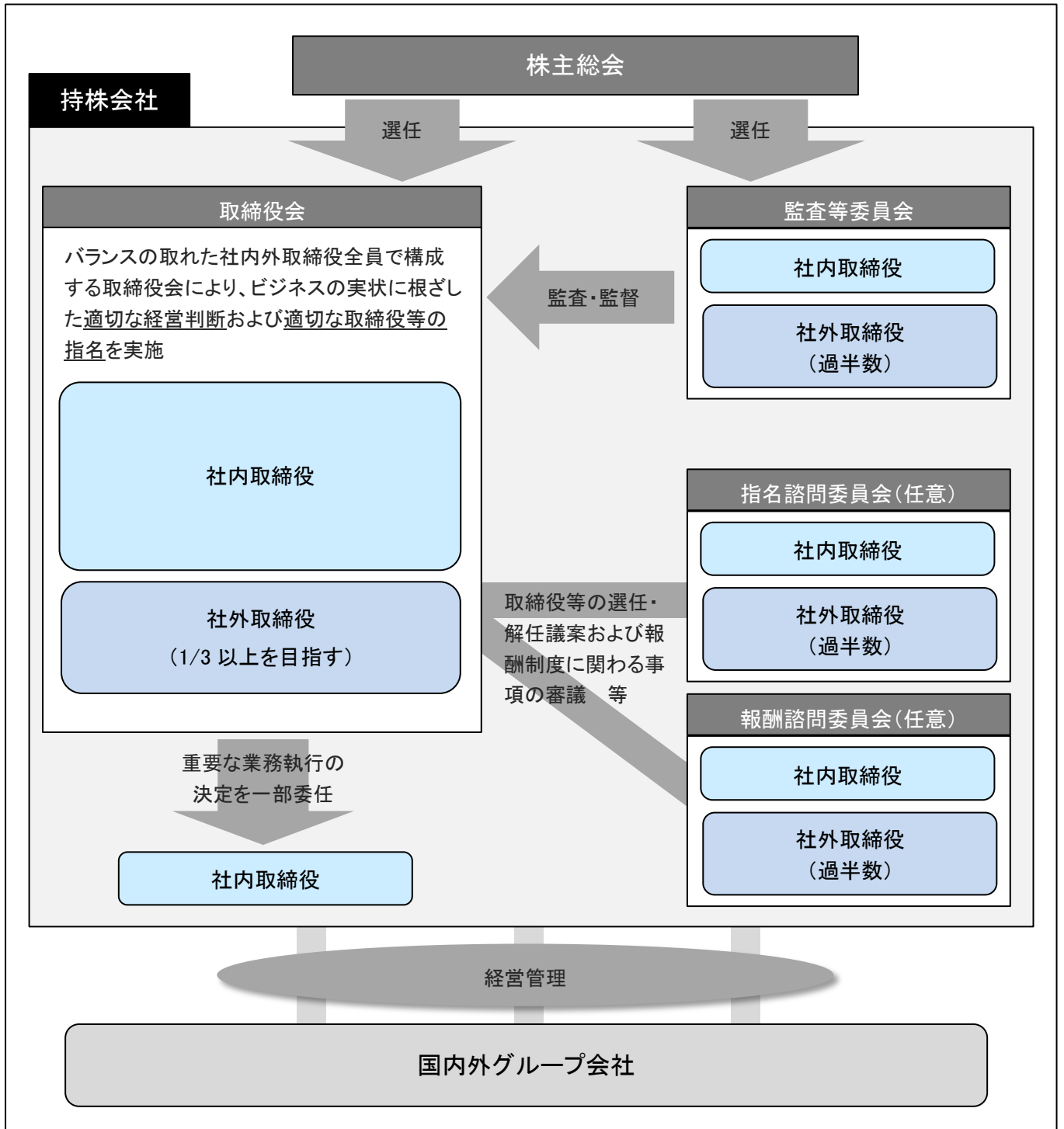
## 3. 時期

2016年6月下旬に開催予定の当社第6期定時株主総会での関連議案の承認等を条件に、2016年10月1日に予定している持株会社体制への移行と同時に、持株会社について監査等委員会設置会社とする予定です。

## 4. その他

本案件に関する定款変更の内容および役員人事等の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

< 持株会社体制移行後の経営管理体制 >



以上